

令和2年12月17日

令和2年度 第3回熊本支部評議会

参考資料

令和2年度 熊本支部事業計画

令和 2 年度 事業計画（熊本支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：サービススタンダードの達成状況：100% ：現金給付等の申請に係る郵送化率：92.0%以上 <p>①お客様満足度調査等を実施し、加入者等のご意見や苦情等から加入者目線で創意工夫したサービス改善に取り組み、更なるお客様の満足度向上に取り組む。</p> <p>②業務・刷新システムの機能を有効に活用し業務の迅速化・効率化を図るとともに事務処理誤りを防止する。</p> <p>③傷病手当金等の現金給付は、支給申請の受付から給付金の振込までの期間を 10 営業日以内と定めるサービススタンダード 100%を継続実施する。</p> <p>④任意継続被保険者の保険料納付は、口座振替や前納による納付の利用を促進する。</p> <p>⑤窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。</p> <p>⑥届書・申請書作成支援サービスが利用できることを周知し、郵送化率を高める。</p> <p>(2) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">○現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

	<p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <p>① 傷病手当金・出産手当金の審査の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち資格取得直後の申請や標準報酬月額が 83 万円以上である申請について、審査を強化する。特に、現金給付を受給するための資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。審査で不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。 ○ 傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 <p>(4) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率：対前年度以上</p> <p>① 資格点検は、計画的に医療機関照会等を実施し、的確な返還請求処理及びレセプト返戻処理を行う。</p> <p>② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。</p> <p>③ 内容点検は、レセプト内容点検効果向上のための計画を引き続き策定・実施し、支払基金と連携しながら点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を充実させるとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の勉強会等をマスタ検討会に統合して効率的に実施する。また、他支部の好事例を活用することでより一層の点検効果額の向上を目指す。</p> <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合：対前年度以下</p> <p>① 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位や頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、い</p>
--	--

	<p>わゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、照会時には、パンフレットを同封し受診についての正しい知識を普及させるための広報を実施する。照会后においては結果を分析し、適宜、厚生局に情報提供を行うことで、さらなる適正化につなげる。</p> <p>(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <p>①受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。</p> <p>(7) 返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <p>①保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率：96.0%以上 ○ 債権発生防止のため、資格喪失した加入者に対して文書や電話による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。 ○ 一般被保険者分は、事業主に対し、文書・電話・訪問等により今後の保険証の確実な添付について協力を依頼する。 <p>②積極的な債権管理・回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率：対前年度以上 ：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合：対前年度以下 ○ 債権の早期回収に向け、各債権に応じた債権回収方法として文書・電話・訪問勧奨を効果的・効率的に実施する。 ○ 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。 ○ 支払督促等法的手続きを積極的に活用する。 <p>(8) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合：86.0%以上
--	---

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>①限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されることから、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関及び市町村の窓口限度額適用認定申請書を配置し、申請代行を推進するなど利用促進を図る。</p> <p>②高額療養費の未請求者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給手続きを勧奨する。</p> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率：92.0%以上</p> <p>①被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診防止を目的とした被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。また、対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。</p> <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率：68.0%以上</p> <p>①国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知広報を行う。</p> <p>②現在、協会けんぽが独自に実施している、医療機関における資格確認事業については、引き続き利用率向上を図る。</p> <p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 「ヘルスター通信簿」及び「事業所カルテ」を活用し、事業所単位での健康づくりの取り組みを推進する。ヘルスター健康宣言事業所に対しては、支援の在り方やかわり方の手法の標準化を図る。</p>
----------------------	--

(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

■上位目標：新規人工透析者を減少させる。

- 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を進める。

①特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 60.7%以上とする

② 事業者健診データ取得率を 8.0%以上とする

③ 被扶養者の特定健診受診率を 28.0%以上とする

○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：251,851人）

・生活習慣病予防健診 受診率 60.7%（受診見込者数：152,874人）

・事業者健診データ 取得率 8.0%（取得見込者数：20,148人）

○被扶養者（受診対象者数：63,397人）

・特定健康診査 受診率 28.0%（受診見込者数：17,751人）

○健診の受診勧奨対策

①-1 健診の受診勧奨対策

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

○ 生活習慣病予防健診実施機関の契約を増やし、受診環境を整える。（上期）

○ ヘルスター健康宣言やヘルスター認定制度及びインセンティブ制度などの説明を丁寧に行うことにより事業主の理解を深め、健診受診や事業者健診データの提供に結び付ける。

○ 生活習慣病予防健診未利用事業所への訪問勧奨を実施し、生活習慣病予防健診受診率向上及び事業者健診データ取得率向上をめざす。

○ 任意継続被保険者および新規適用事業所加入者については、資格取得後早急に健診案内を送付することで受診率向上に繋げる。

	<p>○ 未受診の被保険者に対しては、個人住所宛に受診案内を送付することで受診率向上に繋げる。</p> <p>○ 生活習慣病予防健診受診勧奨および事業者健診データ取得について、委託事業により文書・電話による勧奨を実施する。</p> <p>〈被扶養者の健診受診率向上に向けた施策〉</p> <p>○ 自治体との連携の効果を活かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。</p> <p>○ 協会主催の集団健診においては、ナッジ理論を活用し効果的な受診案内を送付する。また「オプション健診」など実施することで加入者のニーズに応え、受診者の増加を図る。</p> <p>②特定保健指導の実施率の向上</p> <p>■ KPI：特定保健指導の実施率を 30.8%以上とする</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数： 34,777 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 31.7%（実施見込者数： 11,024 人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳）協会保健師実施分 10.8%（実施見込者数： 3,760 人） アウトソーシング分 20.9%（実施見込者数： 7,264 人） <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数： 1,508 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 10.0%（実施見込者数： 151 人） <p>②-1 保健指導の受診勧奨対策</p> <p>〈被保険者の特定保健指導受診勧奨対策〉</p> <p>【協会保健師実施分】</p> <p>○ 対象事業所について、過去の受け入れ状況および保健指導未実施理由等確認し、効率的・効果的な勧奨を行う。勧奨に当たっては、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。</p> <p>○ 受入れの悪い事業所に対しては、電話や訪問により必要性を訴え、特定保健指導実施に結び付ける。</p> <p>○ コラボヘルスの一環として、対象事業所の特定保健指導を確実に実施する。</p>
--	--

- 特定保健指導実施者のスキルアップと特定保健指導の質の向上を図るため、計画的に研修会を行うとともに適宜事例検討や好事例の共有を行う。

【アウトソーシング分】

- 健診当日の特定保健指導実施体制を整備し、対象者が受けやすい環境を整える。
- 「健診と特定保健指導の一体化」を事業所・特定保健指導委託機関双方に働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大に繋げる。
- 月ごとの具体的な数値目標を策定してもらい、進捗管理を徹底する。
- 特定保健指導の委託をしていない健診機関に対し「健診と特定保健指導の一体化」を働きかけ、特定保健指導委託機関の拡大を進める。

〈被扶養者の特定保健指導受診勧奨対策〉

- 協会主催集団健診における健診当日の初回面談実施を拡大する。
- 食事・運動に関する体験型のグループ支援セミナーを開催し、集団での特定保健指導を実施することで、実施率向上に繋げる。

③重症化予防対策の推進

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合：12.9%以上

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,400 人
- 生活習慣病の重症化を防ぐため、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを行う。
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業予定人数 60 人
- 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために熊本県版糖尿病性腎症対策プログラムを軸として、医師会・かかりつけ医との連携のもと、主治医の指示に基づく保健指導を行う。

	<p>④コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ヘルスター通信簿」や、「ヘルスター宣言事業」などを活用し、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組み（コラボヘルス）を促す。 ○ 健康経営セミナー、フォローアップ実践セミナーなど、健康経営を目指す事業所の支援を強化する。 ○ 業種団体や行政との連携を図り、健康づくりの意識向上を図る。 <p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均：対前年度以上 <p>協会の取り組みや医療の情報を加入者・事業主のみならず、協会の発信力を広げるため一般の方々への広報を推進するとともに、加入者から直接意見を聴く、双方向の取り組みを進める。</p> <p>①保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報をタイムリーに加入者・事業主に発信し、ヘルスリテラシーや医療費に対する関心を持ってもらい自発的な取り組みを促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メールマガジンの登録者数を増やすため、大規模事業所の加入者に対し、事業所を通じて強く働きかける。 ○ ホームページアクセス数に注目し、内容の充実を図り真に加入者・事業主が必要としている情報の発信を工夫する。 ○ アンケート調査（理解度調査）等による加入者からの直接意見を踏まえた広報を行う。 ○ 加入者にメリットのある制度の認知率アップのため、ナッジ理論等を活用したチラシ・リーフレットを作成し、丁寧なお知らせを行う。 <p>②加入者・事業主のみならず、広く県民一般の方々に対しても、メディアを有効に活用した広報を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政・経済団体・メディアを含めた「オール熊本」の連携による「健康寿命の延伸」をキーワードとした疾病予防に向けた取り組みについて、県民に直接届く広報を継続して実施する。 ○ 行政・医療関係団体・保険者協議会等と連携し、「上手な医療のかかり方」の普及・啓発のためのインフラ作りを行うとともに、医療機関の適切利用、はしご受診の防止等の医療・介護サービスの適正利用、柔道整復施術療養費の適
--	--

正化のための啓発を行う。

③健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合：60.0%以上

- より一層健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、研修や広報活動等を通じて健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。
- 事業所の規模に応じた健康保険委員の委嘱拡大を戦略的に進める。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合：81.6%以上

- 令和2年9月にジェネリック医薬品の使用割合80%を達成できるよう、令和2年9月までを「ジェネリック医薬品使用促進緊急対策期間」とし重点的に取り組む。

①健康保険委員や健康宣言事業所等を中心に事業所を介し加入者に対してジェネリック医薬品の情報を発信する。

②ジェネリックシール等本部作成ツールの積極的な配布による促進を図るとともに、自己負担額軽減額効果通知により使用促進を図る。

③医療機関・調剤薬局に対しては、県薬剤師会と連携したセミナーの開催など啓発活動の展開による促進を図るとともに、医療機関・調剤薬局毎の使用割合等のデータ（ジェネリックカルテ）を活用し、訪問勧奨を行うなど働きかけを強化する。

④県をはじめ関係機関に対しても積極的な働きかけを行うとともに各種協議会等の場で意見発信を行う。

⑤他の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

(5) インセンティブ制度の着実な実施

①令和元年度の実施結果を迅速に検証し、向上化対策を立て具体的な取り組みにつなげる。

②令和元年度の結果とともに制度周知についての広報を丁寧に行うとともに、業績評価の視点から進捗管理目標として掲げ、能動的に管理していく。

(6) パイロット事業の実施

①全国展開された事例を基に、積極的に事業実施を行う。

②本部提出案件の可否を受け速やかに対応する。

(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

■ KPI：他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率：100.0%

■ KPI：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

①地域医療への関与

県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

○ 地域医療構想調整会議等の医療提供体制に係る協議の場において医療データ等の分析結果や地域医療を「見える化したデータベース等」を活用し、エビデンスに基づく意見発信を行う。

	<p>②医療費データ等の分析</p> <p>保険者機能強化アクションプラン（第4期）に沿って、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。</p> <p>○本部提供の各種情報リストや医療費分析マニュアル、及び地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）分析ツールや地域医療を見える化したデータベースを活用し、地域別の医療提供の実態把握、地域差の要因分析を行い、加入者や事業主への情報提供を行う。</p> <p>○外部有識者との連携協力を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。</p> <p>③調査研究の推進</p> <p>○熊本支部の課題について調査研究を進め、調査研究報告書への掲載、調査研究フォーラムや学会での発表を行う。</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>(1) 評議会の開催及び適切な運営</p> <p>評議会において、協会運営に対する意見を聴取するとともに、定期的に支部の事業進捗状況を報告することにより、効果的な事業推進に繋がる意見発言が出やすい環境づくりを行う。</p> <p>(2) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>業務の効率化・平準化・簡素化の定着により、基盤的業務から戦略的業務へウエイトを移行し適切な人員配置を行う。</p> <p>(3) 人事評価制度の適切な運営</p> <p>○ 役割定義を明確化した人事制度の運用・活用を通じて組織目標達成のための個人目標の設定・面談、中間ヒアリングを行い、適切な評価につなげ、目標達成のための仕組みを定着させる。</p> <p>(4) ○J Tを中心とした人材育成</p> <p>①○J T、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責</p>

	<p>任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。</p> <p>②全職員による事業所・関係団体訪問を通じて、関係機関と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な意見発信のできる人材を育成する。</p> <p>③専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への積極的な参加、また自己研鑽のための本部幹旋の通信講座の受講を推進する。</p> <p>(5) 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none">○ 支部業績評価の評価項目や評価方法を確認し意識した上で、業績向上に努める。 <p>(6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none">■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする <p>①予算・実績管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">○ 毎月の実績管理を確実に実行し、定期的に進捗状況を報告し、計画的な事業推進に努める。○ 事業終了後は事業評価を確実に実行する。○ 適切な入札等を厳正に実行する。○ 一者応札案件の減少に努める。 <p>②超過勤務の適正化に努め、結果として経費節減となるよう業務管理を行う。</p> <p>③経費削減策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 業務・システム刷新の目的であるペーパーレス等による経費削減を推進する。
--	--

	<p>(7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>①コンプライアンス計画を立案し、その計画に基づいて研修・自己点検を行い、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認・改善する。</p> <p>②個人情報保護については、パスワードの設定や暗号化等の点検を定期的に行うとともに、保有状況と管理ルールを常時点検し、自主点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。</p> <p>(8) リスク管理の強化</p> <p>①来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓練・対策協議をテナントビル所有者側も含めて行う。</p> <p>②本部監査等や自主点検の指摘事項、支部活性化プロジェクト委員会の提案、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。</p> <p>③リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリスク管理体制の整備を進め事故後の対応等に備えるとともに、事故防止対策を徹底する。</p> <p>(9) 事務処理誤りの発生防止</p> <p>①職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループにて定期的なミーティング・勉強会を行う。</p> <p>②定期異動と併せて支部独自の強化月間を設定し、発生防止のための意識の高揚を図る。</p>
--	---